

No. 3	調査課題名：ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査				
調査目的	<p>食品衛生法の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、厚生労働大臣からの意見聴取により、順次食品健康影響評価を行っているところである。これらの物質については、「原則として国内で過去に実施された評価結果に加え、国外で過去に実施された評価結果も活用して評価を進める」とされている。</p> <p>本評価に資するため、各国評価機関等における評価書について、翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について食品安全委員会で作成する評価書の項目ごとに分析・整理を行う。</p>				
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 一般競争入札公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了			
	公告日	H22. 5. 28	契約締結日	H22. 7. 14	履行期限 H22. 10. 14
	調査実施機関	(株) 三菱化学テクノリサーチ			
	契約金額				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり [PDF]			
	その他参考資料				